

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

| | | |
|--------------|--|---|
| 事故等番号 | 2008広第51号 | |
| 事故等名 | 貨物船松栄丸衝突(灯浮標) | |
| 発生年月日時刻 | 平成20年9月14日 17時00分ごろ | |
| 発生場所 | 備讃瀬戸北航路第7号灯浮標 | |
| 事故等調査の経過 | 調査の概要:平成20年11月14日 広島・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有者に損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし | |
| 認定した事実 | | |
| 船種・船名・総トン数 | 貨物船 松栄丸 497トン | |
| 船舶番号 | 135031 | |
| 船舶所有者等 | 松栄株式会社 | |
| 船種・船名・総トン数 | | |
| 船舶番号(IMO 番号) | | |
| 船舶所有者等 | | |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 四級海技士(航海) 甲板員 五級海技士(航海) | |
| 負傷者 | 負傷者 なし | |
| 損傷 | 船首部擦過傷 灯浮標 防護柵支え板、EL(エレクトロルミネッセンス)表示板防護柵に損傷 | |
| 事故等の経過 | 本船は、兵庫県西宮港を出港し、大分県津久見港に向け航行中、平成20年9月14日17時00分ごろ、備讃瀬戸北航路第7号灯浮標に衝突した。浸水、油の流出、負傷者はなく、船首部及び灯浮標が損傷した。 | |
| 事実を認定した理由 | 気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析 | なし あり なし 当時視程もよかったと考えられ、当直者が右げん側航行中の漁船に気をとられ、前方の見張りが不十分となった可能性があると考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が右舷側を航行中の漁船に気をとられ灯浮標に気付かないまま航行したため、同灯浮標に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。 | |
| その他の事項 | なし | |